



「望まない受動喫煙を防止する取り組み」

健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
2020年4月1日の全面施工に向け、既に段階的な施工が進められています。
要点をまとめてみましたので、参考にして下さい。

施工スケジュール

2019年1月24日～ **一部施工①**

(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)

多くの施設において
屋内が原則禁煙に

2019年7月1日～ **一部施工②**

原則敷地内禁煙

(学校・病院・診療所・児童福祉施設等・行政機関の庁舎等)

※屋外喫煙場所設置可

20歳未満の方は
喫煙エリアに立入禁止

屋内での喫煙には
原則喫煙室の設置
が必要に

2020年4月1日～ **全面施工**

原則屋内禁煙

(飲食店・オフィス・事業所・事務所・ホテル・旅館・旅客運送・
事業船舶・鉄道・その他全ての施設)

※専用喫煙室設置可

喫煙室においては
標識掲示が義務に

敷地内禁煙については、駐車中の車中も禁煙対象とされています。
その他、喫煙者・建物管理者の責任義務・罰則等の詳細は各行政
機関のホームページにてご確認下さい。

なくそう！望まない受動喫煙！



**NO
SMOKING**
Thank You

No.0087
担当 波多野